

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 循環型社会推進課

法令名	使用済自動車の再資源化等に関する法律	法令番号	平成 1 4 年法律第 8 7 号				
手続名	フロン類回収業者の登録の取消し等	根拠条項	第 5 8 条第 1 項				
処 分 基 準	<p>1 処分の基準</p> <p>(1) 使用済自動車の再資源化等に関する法律第 5 8 条第 1 項</p> <p>(2) 「使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る行政処分の指針について」（平成 1 7 年 5 月 9 日付け経済産業省製造産業局自動車課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室事務連絡）</p> <p>2 処分の加重・軽減</p> <p>「産業廃棄物処理業等に係る不利益処分取扱要領」第 4、第 5 に準拠</p>						
	対応 区分	<p>1 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	処理 機関	循環型社会推進課	交付 機関	循環型社会推進課	目次 No.